2026 年 10 月 1 日

森実運輸株式会社
業務部業務課　阿島倉庫

料金等の掲示について

〇倉庫業法第 9 条及び同法施行規則第 7 条に基づき、下記の通り掲示する。

1. 保管料その他の料金　：　消費者から収受しないため掲示しない

2. 倉庫寄託約款　　：　別紙参照

3. 倉庫の種類　　：　1 類倉庫